

様式第6号（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和８年度 第１回おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー共生審議会	
日 時	令和８年８月３日（月曜日）１４時００分から１６時３４分まで	
場 所	おいらせ町役場 本庁舎 ２０１会議室	
会議公開	☒ 全部公開 ☐ 一部非公開 ☐ 全部非公開 ※非公開理由 （ ）	
出席者等	委 員	【出席者】（９人） 会 長：河村 信治 副会長：田中 義幸 委 員：津曲 隆信、木村 和雄、真石 充、向中野 政和 佐々木 建悦、木村 雅行、鈴木 拓也 【欠席者】（１人） 委 員：関下 斉
	事 業 者	エクイスエネルギー・ジャパン 株式会社 株式会社 小又建設 株式会社 出雲
	事 務 局	政策推進課（課長 鈴木 政康、主任主査 富田 朋宏） ※町長同席
傍聴者数	３名	

議題等	
事務局	それでは皆様お時間少し早いですが、ただいまから令和 8 年度第 1 回おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー共生審議会を開催いたします。 終礼を行いますので、ご起立願います。よろしく願いいたします。ご着

	席ください。本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。 私は政策推進課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 事務局を紹介いたします。担当の富田です。
事務局	富田です。よろしくお願いいたします。
事務局	本日の日程につきましては、先ほどご説明した次第の通りとなっております。 それでは委嘱状の交付を行います。本日は最初に開かれる審議会です。 ので、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 3 条第 1 項 および第 4 条第 1 項の規定により、委嘱状を交付いたします。町長は、津 曲委員の前へお願いいたします。
町長	委嘱状、津曲隆信様おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー共生審議 会委員に委嘱します。任期は本日 8 月 3 日から答申の日までといたします。 令和 8 年 8 月 3 日、おいらせ町成田光寿。よろしくお願いいたします。 す。 ～以下同文～
事務局	続きまして、おいらせ町長成田光寿より皆様へご挨拶申し上げます。
町長	こんにちは、本日はお忙しいところご出席いただき本当にありがとうございます。 また委嘱いたしました 9 名と今日欠席の 1 名の 10 名の皆様、こ の度審議会委員を、お引き受けくださいますようにお願いいたします。 話が少々長くなるかと思いますが、ご了承ください。 本審議会に先立ちまして、昨年の 7 月に県の方で条例を作りました。 皆さん覚えていますか。3 年ぐらい前に八甲田山に風力発電が建設さ れるというような計画が出まして、地域住民含め、生態系に詳しい方々が これはいいのだろうかとか、反対運動まであったような経過がありました。 このままではダメだということで県の方で体制を構築して制度化した ものが今回の条例になっていると思っております。 化石燃料に頼っている 日本にとって、再生可能エネルギーは必要なものですが、その一方で、地 球温暖化、脱炭素という動きもあります。日本のみならず世界でもそうい う動きがあります。その反面、自然破壊、特に森林伐採しますと、自然環

境、生態系の破壊のみならず、昨今だと、大雨による土砂災害等も懸念されます。そのバランスが必要なのではないのかなというふうに思っています。県で作った条例を勉強させていただきましたが、大きく分けるとゾーニングと合意形成の二つの組み立てがあります。まずゾーニングというのは、開発してもいい場所と、守るべき場所を分けましょうということで、守るべき場所は保護地域、保全地域でそれ以外は調整地域としております。それともう一つは合意形成です。事業者の方で勝手にやるのではなくて地域住民、自治体等の意見を反映しながら、本当にそれがいいのかどうかを判断しましょうという、この二つの組み立てからなっています。今回のおいらせ町で実施予定の事業がどうかというと新聞等でご覧になっていると思いますが、かなり広大な土地に、太陽光パネルの設置の計画となっております。広さで言うと、下田公園より大きい。もっとわかりやすく言うと、イオンモールの駐車場を含めた敷地より広大な土地に太陽光パネルが設置される計画がされております。確かにエネルギーの観点から言うと、電源を生み出すためのものとして必要性もあるかとは思いますがその一方で、果たして、広大な土地に太陽光パネルの設置を進めてもいいのだろうかという考えもあります。計画している土地は保全地域であり、原則はやらない方がいいという土地です。そこに事業者が建てるためには、市町村で、必要性を認めれば、事業者の方の計画を受け入れるような組み立てになっています。共生区域にしてもいいのかをここにいる審議会で審議することとなりますが、皆さんからいただいた意見を審議会としてまとめて、私の方でしっかりと中身を吟味していくこととなります。再エネ特定区域のための申請は、おそらく県内で初めてのケースだと思います。今これが決まると、一つの前例ができますので、非常に大事なところかなというふうに思っています。あとはバランスですね。再エネは、化石燃料に頼らないエネルギーを作るために必要なものではあります。景観、自然環境破壊に繋がりがねないところもあります。そこをきちんと組み立てた議

	論は必要だと思っております。県条例の中に基本理念というのが書かれています。それは自然地域と再生可能エネルギーの共生です。共存共栄しましょうということです。自然環境、景観、歴史・文化等は、県民の共通の財産それを良好な状態で未来に継承し、地域の健全な発展に寄与することが大事です。そのバランスをきちんと整理していきたいというふうに思っております。私の公約の中でも、絆というものを大切にしております。絆というのは、現在から未来へ繋ぐバトン、継承の意味もありますので、今の判断が将来の人たちに決して悪いものにならないように、今しっかりと考えなければならないので、その辺も踏まえた議論をぜひともお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
事務局	町長ありがとうございました。それでは次第の４委員紹介に移ります。本日は第１回目の審議会となりますので、お手元の委員名簿の順に委員の皆様をご紹介いたします。その場でお名前所属などを含めて、一言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
委員	～挨拶～
事務局	委員の皆様ありがとうございました。なお、日本野鳥の会の関下委員におかれましては本日ご都合により欠席をされていることを報告申し上げます。それでは次第の５組織に移ります。会長が選任されるまでの間は条例の規定によりまして町長が議事を進行いたします。それでは町長よりお願いします。
町長	それでは会長が決まるまでの間、暫時仮議長ということでよろしくお願いいたします。それでは皆様のご協力のもと、まず会長の選任をいたします。条例の規定によりまして学識経験者の方の中から互選によって会長を選任いたします。学識経験者の皆様から立候補または推薦はございませんか。
委員	～事務局一任の声あり～
町長	それでは、事務局の案でお願いします。

事務局	それでは事務局の方からの推薦ということで八戸工業高等専門学校の河村委員にお願いしたいと思います。
町長	事務局の案として八戸工業高等専門学校客員教授の河村委員を会長に選任することとして、ご異議ございませんか。
委員	～異議なしの声あり～
町長	河村委員よろしいでしょうか？
河村委員	はい。
事務局	それでは、河村委員は、会長席へご移動をお願いいたします。河村会長から就任のご挨拶をお願いいたします。
会長	改めましてご紹介いただきました河村です。八戸市の再エネ会議の委員にも一緒にいる先生方もいらっしゃるので、心強いメンバーと感じております。私自身はエネルギーの専門家ではございませんが、都市計画やまちづくりが専門で、地方創生総合戦略等を通して、おいらせ町のまちづくりに携わってきた立場です。先ほど詳細については、町長の方からご説明があったかと思います。県の再生可能エネルギー共生条例は、再生可能エネルギーを大きい目で見ればどんどん促進しないと未来はない、しかし一方で地域、ローカルレベルでそれが大きな環境破壊に繋がらないようにしっかりと検討していきましょうというものです。再生可能エネルギーの技術は、現在どんどん進化しています。太陽光でいえば、メガソーラーの乱立の段階から、営農型やペロブスカイト太陽光発電の今後の展開が期待されています。太陽光や風力に限らず、地熱や地中熱など本県にはさまざまな再生可能エネルギーのポテンシャルがあり、実用的には未熟ながらこれからの開発が促進されなければならないところです。したがって、数年経つと、どんどん改善されていく可能性もあるところです。そういうことも視野に入れながら、この地域でどうあるべきなのか、皆さんと一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。続きまして、副会長の指名をお願いいたします。

	条例の規定により、副会長は会長が指名することとなっております。河村会長、お願いいたします。
会長	副会長の選任を私からいうことで、いろいろ有識者の方は相当おられますが、私からは八戸工業大学の田中先生へ副会長をお願いできればと存じますが、よろしいでしょうか。
田中委員	引き受けさせていただきます、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	それでは、以上で組織会を終了いたします。続きまして次第の 6「諮問」を行います。町長から河村会長へ諮問書をお渡しします。
町長	おいらせ町自然地域と再生可能エネルギー共生審議会会長河村信治様、向山南太陽光発電所建設事業計画の諮問について、令和 8 年 6 月 30 日付で審議会開催の要望書の提出がありましたので、おいらせ町執行機関の文化の設置等に関する条例に基づき、下記の通り貴会に質問いたします。 この度、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」の規定により、一定規模以上の再生可能エネルギー施設の設置計画があった際、共生区域の設定について、専門的知識を有する協議会等を設置し、検討することとなりました。当町においても大規模再生可能エネルギー施設の設置が予定されており、当該審議会にて協議を行う必要が生じたため、貴会に諮問し意見を求めるものであります。令和 8 年 8 月 3 日、どうぞよろしくお願いいたします。
会長	よろしくお願いいたします
事務局	ありがとうございました。なお町長は引き続き、会議に同席いたします。これより議事に入ります。以後の議事進行は河村会長にお願いいたします。
会長	はいそれではただいまより議事を進行させていただきます。本日は、委員 10 名のうち 9 名のご出席をいただいております。「おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例」第 7 条第 3 項の規定により、本審議会は成立しております。それでは、案件第 1 号「青森県自然・地域と再生可能

	エネルギーとの共生に関する条例について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局の富田です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。案件第1号「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例について」ご説明いたします。1ページをご覧ください。条例制定の背景・目的についてご説明いたします。近年、再生可能エネルギーの導入が急速に拡大する中、風力発電所をはじめとした再生可能エネルギー事業に関する様々な問題が顕在化しています。再生可能エネルギーは、自然・地域との共生を前提として円滑に導入されるべきものです。このため、青森県では、令和5年9月に「青森県自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を策定し、立地地域と再生可能エネルギーとが持続可能な形で向き合い、共存共栄していくためのルールづくりなど、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生を図っていくにあたっての今後の方向性を示しました。「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」は、この共生構想に基づき、自然・地域と再生可能エネルギーとの持続可能な形での共生に向けた新たな制度をつくるために制定したものです。続いて、共生条例の対象となる事業についてですが、太陽光発電施設に関しては2,000kW以上、風力発電施設に関しては500kW以上が本条例の対象事業となります。続いて、共生条例の制度概要についてですが、大きく分けてゾーニングと合意形成プロセスの2つの手法を組み合わせ、再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するものです。まずは、ゾーニングについてご説明いたします。広域的な視点から守るべき環境を保全するため、あらかじめ本県の再生可能エネルギーに対する保護・保全の地域区分（ゾーン）を明示し、設置計画の立案段階から、地域区分に応じた配慮を求めることで、再生可能エネルギーの導入を円滑に進めます。共生条例では、あらかじめ県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分します。また、調整地域又は保全地域のうち、市町村が再生可能エネル

ギー発電施設の設置を促進しようとする区域であって、地域との共生を図ることができる」と知事が認めた区域を共生区域に指定します。それでは、3つの地域についてご説明いたします。1つ目は、保護区域についてです。現行の法令等で特別な価値が認められ、自然環境、景観、歴史、文化等を良好な状態で未来に継承するために保護すべき地域です。原則として、国が再生可能エネルギー発電施設の設置をする場合その他の公益上やむを得ないと認められる場合を除き、再生可能エネルギーを電気に変換する施設の設置ができない地域です。保護地域は、次のとおりです。ラムサール条約湿地の区域、世界文化遺産の区域（緩衝区域を含む）、世界自然遺産の区域、国指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）の区域などの地域となります。2つ目は、保全地域についてです。現行の法令等で価値が認められ、再生可能エネルギー発電施設の設置が当該地域に重大な影響を及ぼすことなく、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全すべき地域です。保護地域と同様に、原則として、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設の設置を認めない地域ですが、知事が共生区域に指定した区域では設置が可能となります。保全地域は、次に掲げる区域のうち保護地域の区域を除く区域です。国有林の区域、地域森林計画対象民有林の区域、保安林の区域、保安施設地区の区域などの地域となります。3つ目の調整地域については、保護地域及び保全地域以外の地域です。この3つの地域のうち、保全地域、調整地域について次にご説明する共生区域として指定することとなります。共生区域についてですが、市町村が自然環境、景観、歴史・文化等との共生を図りながら、再生可能エネルギーの導入を促進しようとする区域のうち、市町村の申出に基づき、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と共生できると認めた区域を知事が指定した地域です。共生区域は、市町村が協議会等における検討を経て定めた区域のうち、さらに知事が妥当であると確認した上で、下記の指定した区域である必要があります。以上が、ゾーニングの説明となります。

次に、合意形成プロセスについてご説明いたします。再生可能エネルギー事業の実施にあたり、地域との合意形成手続を義務付けることにより、地域と事業者が対話する機会等を設け、地域のメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全します。地域との共生が図られた再生可能エネルギー発電施設の設置計画について、知事が認定することで、再生可能エネルギー施設の円滑な導入を促進します。合意形成手続の主な流れは次のとおりです。1つ目は、環境影響評価対象事業（環境アセス）のようになりますが、今回の案件は環境アセス外の事業のため説明は割愛いたします。2つ目の環境影響評価対象外（環境アセス外）事業の場合についてですが、意見交換会を開催する必要があります。意見交換会とは、様々な選択肢を検討することができる、できる限り早い段階において、事業者と周辺地域の住民等との実効的なコミュニケーションを図ることを目的として、行うものであります。次に、再生可能エネルギー発電施設の設置計画の認定申請を行う必要があります。こちらについてですが、事業者は、意見交換会を開催した後、県に認定申請を行います。県は、市町村及び青森県環境審議会の意見を聴取した上で、設置計画の認定・不認定を通知することとなります。県条例についての説明は以上となりますが、この条例を踏まえた上で、当町における協議会等の体制については、「おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー検討委員会」と「おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー共生審議会」の2本柱で町としての意見を集約することといたしました。まずは、「おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー検討委員会」についてご説明いたします。別紙1要綱をご覧ください。この委員会の設置の目的については、当町における共生区域の設置に関して、関係課を参集し、総合的な観点から検討を進めるためのものとなっております。関係課に関しては、第3条に記載のとおりです。また、次に説明する附属機関の「おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー共生審議会」への諮問及び答申を行う役割もあります。次に、「おいらせ町自然・

	地域と再生可能エネルギー共生審議会」についてご説明いたします。こちらについては、町長の附属機関として、別紙２に定められたものであります。委員の名簿は記載のとおりとなります。以上で、案件第１号についての説明を終わります。
会長	案件第１号「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例について」事務局から説明がありました。質疑を受ける前に、本日青森県庁環境政策課様がオブザーバーとしてご出席されております。条例の内容について、補足説明を旨の申し出がありましたので、これを許します。それでは、よろしくお願いいたします。
青森県環境政策課	青森県環境政策課です。発言を許可していただき、大変ありがとうございます。本日オブザーバーとしての出席ではございますが、本事業の対象となります共生条例を所管する県としての立場から一言発言させていただきたいと思います。先ほど町長あるいは事務局から説明もありましたとおり、共生条例につきましては施行後１年を経過しております。本審議会これから議論される発電事業に関しましては、本条例が施行されてから環境影響評価対象外となる初めの大規模な事業計画というふうに伺っております。そのため県としても大変注目をしているところであります。本日の審議会の開催につきましては、知事にも情報について共有させていただいた上で、参加させていただいております。今回のこの事業計画は、原則として事業が実施できない保全地域内での計画であるため、事業を実施するためには、今後この審議会での議論を踏まえて、市町村からの申し出に基づきまして知事が共生区域として指定する必要があります。今回その共生区域の指定の申し出につきましては、再生可能エネルギーを促進するエリアとして本日のこの審議会の議論であるとかを踏まえて、町としての強い意志が必要であると考えております。今回の事業計画として伺っております内容を拝見すると約 20 ヘクタールの事業が計画されております。自然環境への影響それから、地域住民の皆様の住環境の影響などにつつま

	して極めて慎重かつ丁寧な議論が必要になってくるものと県としても認識しております。本日ご出席の委員の皆様におかれましては、条例の趣旨などもご理解いただきました上で、ご審議いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。
会長	ありがとうございました。それでは、案件1について質疑等ございませんか。
I 委員	確認ですけど、この審議会で審議する内容っていうのはこのあと事業者の方来ますけど、そこの地区が共生区域としてふさわしいかどうかをみんなで議論するってことですね。
会長	そうですね。先に全体としてのゾーニングができていない状況の中で具体的な事案が迫ってきているということで、個別の事案として考えていかなければならないというのがこの委員会の課題です。町としてはスタンダードがまだできてない状況ですけれども、その中で個別に対象地域の重要性を考えていくことが大切です。あとはやはりこの地域の中で事業を行う意義ですね。そういうあたりを地域の方たちと一緒にしっかり考えていく必要があると思います。事務局の方から補足あればお願いします。
事務局	会長が今おっしゃった通りです。
I 委員	先ほど青森県の方が言っていたように今回は環境影響評価の規模を下回る形っていうことで、いわば環境影響評価をすり抜ける形になりますよね。ですので、この委員会で審議する内容というのはすごく重要になると思っています。そこを意識しながら審議に臨みたいと思います。
会長	ありがとうございました。他にありませんか。
D 委員	冒頭町長が挨拶の中で、このゾーニングの部分のその保護地域、保全地域、調整地域、この3つの地域の中の保全地域に該当する部分だと言っていました。それを共生地域にすべきか検討するわけですが、そもそもその保全地域にした理由は何なのか。
青森県環境政策課	県では木を切るという行為に関して、やはり地元の理解がなければいけな

	いのではないかということで、地域森林計画対象森林を保全地域に定めておりまして、今回資料を拝見するには地域森林計画対象森林が含まれていますので、保全地域となります。あと鳥獣保護区でもあります。
D 委員	あともう一つ、明神川の上流にその水系っていうか水が湧き出ている、それと今の地域が多少かぶるのではないかな。水源が枯渇するのなら大げさでしょうけど、その可能性も含まれているのではないかなという気がするんですけど、鳥獣保護だとか森林の保護だとかというのと別にですね。その可能性っていうのは、県は認識していますか。
事務局	その具体的な内容は、今日事業者さんが来ているので、ご質問は事業者へしていただければと思います。今は、案件 1 の条例の制度の中身についての質疑応答ということになるので、もし可能であれば次の事業者の説明の際に確認をしていただければ助かります。
D 委員	わかりました。
町長	県の方に確認しますが、今、共生区域を指定するかどうかを議論していくところですが、その区域っていうのは今、事業者さんの方で計画している区域のみか、それとも町内全域なのか。
青森県環境政策課	今回は個別の事業に対する共生区域の判断をいたしますので、おそらく事業区域の最小限に指定されるかと思います。
会長	他に質問がないようであれば、案件が多いので、ここで 5 分休憩とします。
	～休憩～ ※業者入室
会長	休憩を解きます。 次に、案件第 2 号「向山南太陽光発電事業の内容について」の説明をお願いします。
事業者	～自己紹介を含めて 案件 2 号説明～
会長	ありがとうございました。それでは、案件 2 の報告事項について質疑等ご

	ございませんか？
C 委員	電柱の本数は何本立つ予定ですか。
事業者	まだ本数は具体的には決まってははいないですけれども基本的には、道路を掘削して、配管を埋める方法といったものを考えております。掘削して埋設する部分が難しい箇所に関しては、建てるというような計画では想定しております。
C 委員	全て埋設は難しいですかね。
事業者	地権者、関係者との協議しながら、検討していきます。
B 委員	電柱の高さの想定は何mになりますか。
事業者	その辺にある一般的な高さで 12m くらいを想定しております。高圧だから高くしなくてはいけないとかそういうのはない。ただ、場所によっては高くしなくてはいけないところが出てくるかもしれません。
B 委員	場所によるというのはどういうことですか。
事業者	～図面にて説明～
B 委員	そこに建てる場合の電柱の高さの想定は何mになりますか。
事業者	レベルが取れてないので、まだ分かりません。
事業者	補足ですが電柱の高さを今 12m で想定をしているということをお伝えしていますが、これが、いわゆる自営線にどのぐらいの電気を通すかによってもまた変わってくるかと思えます。専門家ではないので間違いがあったら申し訳ございませんが、現状、想定している電流は、6,600V～22,000V としておりますので、12m が適切かなというふうに判断しています。
B 委員	先ほどの鳥獣保護区に設置されている理由の中にオオハクチョウがいるとか、冬季にはカモ類がいて、地元の方はとても気にしているはずです。そうすると、電柱の高さによっては影響が出る可能性があるかと思えます。送電の過程において、その高さがいくらぐらいかっているのは結構大きなポイントになるのではないかなと思われるので、なるべく早い段階で、より正確な見通しを示していただけるとよろしいと感じます。

事業者	わかりました。
I 委員	6,600V～22,000V と示されましたが、これは何に基づいた数値になりますか。
事業者	基本的に電気を配送する中で、電圧降下というものがございます。これが何かというと、発電した電気を昇圧するルートまで持っていく中で電気のロスが発生してしまうんですね。基本的に電圧が高い方がロスが少ないので、これは事業者としてはそちらの方が経済合理性がとれるというところなんです。運んでいく距離と、あとはロスがどのぐらいかっていうのを事前に試算して経済効率を求めて決めるというのが通例と考えております。
I 委員	わかりました。
会長	自営線のルート⑥というのが、どこのことを言っているのか。
事業者	～図面で説明～
B 委員	いくつか可能性がある中で、どのルートを選ぶかというのは、何を基準に決めていますか。
事業者	おいらせ町の地域整備課、産業課、農業委員会と協議をして決めております。農地をなるべく避ける、または埋蔵文化財をとにかく避けるということで今後、ルート⑥というのが一番現実的ではないかということで、選択させていただきました。
B 委員	この距離案内図という白い枠のところで隠れている下に間木堤がありますよね。ということは、私が特に気にして鳥獣保護区の中のカモ類とかが来るはずですよね。全部埋設の予定だけど、埋設にならない可能性もあるっていうふうになると、仮にここに高さにもよるとは思うのですが電柱が立つことは、この上を旋回して着水する鳥類に何らかの影響が起こる可能性は否定できないのではないかなと思うので、ルート⑥よりも離れているルート⑦の方がいいとも考えられるのではないかなという感想でした。
事業者	この白いところは今のところ埋設前提ですので、そこを変更する予定はございません。

C 委員	林帯 20mを設けることにより、キャンプ場から見えなくなるのでしょうか。
事業者	ここの区分けについてですが、端的に言いますとこちらは青森県で定めている 5 条森林に該当します。現状の法令の中でいうと、この残置森林の目隠しの林帯を残す義務がない土地になります。その関係上、今は白くなっていますけれども、こちらもあくまで確定の図面ではございませんので、協議の内容によっては全体目隠しをすとか、もしくは今の図面の通り白い部分に関しては森林を残さないだとか、両方の可能性があるというところで、ご了承いただきたく思います。
B 委員	この今白抜きのところはキャンプ場からの距離はどのぐらいになるのですか。キャンプ場は縄文遺跡の竪穴式住居の跡地にテントが張れるすごいところですよ。今回の事業予定地は埋蔵文化財の範囲の連続する場所にならないですか。
事業者	ならないです。 ～図面で説明～
I 委員	こちらのパネルのレイアウトと、先ほどの A4 の再エネ事業計画の概要のレイアウト、今はどちらが計画に近いですか。
事業者	今見ている図面です。相続関係で取得できない可能性が出てきております。
I 委員	一般的な話、気持ちの問題かもしれませんがある個人の土地が再エネ施設で囲まれるっていうのはどういう気持ちになりますかね。
事業者	今のご質問で言うと、手続き的なものではなくて、相続ができるできないは別の話で、仮に周りをその施設で囲まれることについてどう思うかということですかね。
I 委員	心情的なこと、あるいは利用に制約がかかりますかと思いますが、そこはどうなのでしょう。それは個人がいいというのは、そういう判断になるかもしれませんが、一般的な話として、囲い込むような形になってしま

	うのはどうなのでしょう。
事業者	まさにご質問ございました通り、地権者さんの個人的な心情というのも、あるかと思うので、その一方で我々の方で相続人さんというかその地権者の方とも個別にコミュニケーションをとらせていただいていますので今ご指摘いただいた内容についても、ケアしていきながら進めていきたいと考えております。
I 委員	ケアとはどういう意味ですか。
事業者	丁寧にコミュニケーションを取って進めていくというふうに考えております。全ての地権者様と話している状況ではありますが、皆様のご意見を聞きつつ、その結果として、形が変わっていく可能性もあります。あくまでもこの地権者、この周辺の地権者も含め、話をしておりますので、関係者との協議し、配慮した上で設計していきたいと考えております。
I 委員	こういう再エネ施設はいろんな協議がパラレルに進みながらやっていくので、形状が変わっていくんですね。ですから、今この場で協議していることを前提にしても、最終的には形が変わっていく可能性もありますよね。そこら辺が少しやっぱ難しいところかなとは思う。だから、ある程度最終形っていうのを示していただけると、議論がしやすいかなとは思っています。
会長	現地形で一番高いところは何mぐらいですか。
事業者	一番高いところで 39m、低いところで 35m となっております。これからしっかりと測量を行います、だいたいこのような高さ、形状になるのではないかと考えております。
会長	元々ここは台地ですか
事業者	台地で平らな土地となっておりますが、起伏がありますのでそこは切り盛りで平らにして土流バランスをとる予定です。また、大きな切り盛りはありません。
I 委員	切り盛りのエリアが分かる図面があればよいですね。縦断図とか。

事業者	これから作成します。
I 委員	放流検討している水路の規格はどれくらいですか。
事業者	幅 2m、深さ 2mだったと思います。昨年、水路を管理している改良区と雨水調整しながら、流すような形でどうですかと協議をしたところ、そのような形で水を流すのであればいいのではないかっていうお話はいただいております。たたき台の話なので、これから実際の設計が出てきたらこういう形になりますという形で説明しますけども、基本的には土地改良区さんの製品の水路に連続するというような考え方です。
I 委員	保留検討③のところの水路ちょっとこれ接続がどこに繋がっているかっていうのは後で確認しますが、この幅この深さの水路がずっと繋がっているっていうイメージでいいですか。途中で変わっていますか。
事業者	最後まで調べたわけではないですが、基本的には同じ水路で間木堤まで行くような形です。
I 委員	水路は間木堤に接続しているということでよいですか。
事業者	間木堤と水路の間に門みたいなものがあって、基本的には門を閉めれば、間木堤を回って東側に流れていくような構造になっていたかと思います。
I 委員	オーバーフローした場合、間木堤に入る可能性はありますか。
事業者	基本的にはこの水路でオーバーフローしたら、間木堤よりも東側の田んぼの方が低いので、そちらに流れる可能性が高いと思っております。
I 委員	その田んぼというのは、全てが耕作放棄地ですか。
事業者	上流から下流まで耕作しているようには見えません。
I 委員	これ谷地の地形になっているんですね。
会長	すみません。時間の関係もありますので、以降は次回の会議でお願いできればと思います。
D 委員	現地確認しなくてはならないと思う。そもそも鳥獣保護区であり、文化財保護地域なのに、何でここをわざわざ選んだのかわからない。ちゃんとした理由付けが必要かと思います。

会長	はい、皆さま、貴重なご意見ありがとうございます。 次に案件第 3 号に進みます。ただいま説明のありました向山南太陽光発電事業に関連する内容となります。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは案件第 3 号について説明いたします。こちらの資料ですけども 7 月 4 日に開催いたしました第 1 回おいらせ町自然地域と再生可能エネルギー検討委員会、町の内部の会議ですね。その会議の際に出た各課からの意見について集約したものおよびその各課からの意見に対して事業者からの回答を記載したものとなっております。まず産業課からの意見です。間木堤の堤体かさ上げ事業に係る計画について、今回の工事は、200 年に一度の大雨が降ったときに、間木堤の堤体の余裕高が不足しており、越流する恐れがあるとのことから堤体のかさ上げを行い、余裕高を確保するという工事になります。余裕高 0.79m→1.14m今年度、県にて詳細設計・実施設計を行いますので、もっと詳細な計画が示されるかもしれません。太陽光施設の影響により間木堤への流入量が増える場合には、さらに堤体をかさ上げしなければならないかもしれません。これに対する業者の回答としては、調整池等の設計については、林地開発許可申請にあたっての青森県担当課との調整を経て固めてまいりますので、かかる調整にあたって留意するようにいたしますとのことです。つづきまして、まちづくり防災課からです。当該計画地から間木堤上流部の水路へ排水する計画について、当該水路は明神川水系であり、24 時間総雨量 529mm で浸水想定が計算されている。今回の排水計画で現在の浸水想定に影響がないかどうか確認したいです。これに対する業者の回答としては、同上とのことです。つづきまして、地域整備課から意見です。1 つ目は、計画地内の排水対策についてです。基本的に敷地内処理により、外部への流出量を洪水時の約 1/10 以下とし、場合によっては改良区水路・明神川水系水路等への排水を検討するとのことですが、敷地内処理は浸透枳のほか調整池のようなものは設けるのかなど、もう少し具体的な計画を提示願いたい。なお、当

該排水は最終的には改良区水路も含め明神川水系となるので、雨量が多いと下流域の洪水が発生しているので、直放流しないような計画が望ましいとのことです。これに対する業者の回答としては、調整池等の設計については、林地開発許可申請にあたっての青森県担当課との調整を経て方針を固めてまいりますとのことです。2つ目は近接する下田公園（キャンプ場）への影響を考慮した管理道路の接続についてです。計画敷地は2筆程度離れており直接は下田公園に接しないようであるが、以前口頭でお話する中で、双方の危機管理体制のなかで、山林伐採による計画地、計画外隣地、下田公園内の倒木の危険性が高まることが推測される。また、山林以外の施設があることで、火災をはじめとした災害発生時には、双方施設の緊急避難連絡路等にもなり得るので、可能であれば、前向きに検討いただきたいとのことです。これに対する業者の回答としては、今後詳細を伺ったうえで、協議ならびに検討させていただければ幸いですとのことです。つづきまして、税務課からの意見です。1つ目は固定資産税（償却資産分）についてです。「設備投資額20億円台半ば以上で初年度税額38百万円」、「運転期間30年程度で3.6億円程度の納税額」と記されているが、具体的な税額計算の根拠をお知らせいただきたい。当方の計算と少なからず差異があるためご教示いただきたい。これに対する業者の回答としては、1.4%の税率、太陽光発電設備について17年、自営線について22年の耐用年数を想定しております。別添資料をご参照ください。工事費についても見積り初期段階となりますので、今後、変動が見込まれること、工事費についてはあくまでも現状の想定額に留まるという点についてはご理解いただけますと幸いですとのことです。2つ目はこれまでの事例等からです。太陽光発電事業においては、開発が完了して事業（売電等）が実施されると、管理運営を担う事業者が変わるなどして、それまでの約束事（補助事業の採択要件となっている目標到達のための取り組みを含めた管理や運営事項等）が反故にされるケースが散見される（納税についても同

	様)。そのあたりを担保できるような方法を考える必要があるとのことです。これに対する業者の回答としては、協定書を締結することに支障ございませんし、締結後は遵守してまいります。万が一譲渡が行われる場合等に備え、協定書の承継を義務付ける規定を含めることも可能です。実効性を担保する仕組みについては、協定の具体的な内容によっても適切な方法が変わってくるものと存じますので、ご要望に応じて協議させていただきたく存じます。つづきまして、町民課からの意見です。事業者が変更となっても協定が担保されるようにする必要があるとのことです。これに対する業者の回答は、同上とのことです。その他としては、太陽光発電事業においては、開発が完了して事業（売電等）が実施されると、管理運営を担う事業者が変わるなどして、それまでの約束事（補助事業の採択要件となっている目標到達のための取り組みを含めた管理や運営事項等）が反故にされるケースが散見される（納税についても同様）。そのあたりを担保できるような方法を考える必要があるとのことです。これに対する業者の回答としては、同上とのことです。以上、案件第 3 号についての説明を終わります。
会長	ここで質疑応答を行うと会議が長くなるため、次回の会議の際に審議を行うということにしたいと思います。つづきまして、案件第 4 号「今後のスケジュールについて」の説明をお願いします。
事務局	案件第 4 号についてご説明いたします。現時点では、記載のとおりを考えておりますが、協議に内容によっては、第 3 回、第 4 回と続くと考えております。よって、スケジュールに関しては、進捗状況等を考慮し、随時皆さまに情報共有いたします。以上、案件 4 号の説明となります。
会長	案件 4 号「今後のスケジュールについて」の説明がありましたが、質疑、意見等ありましたら、よろしく願いいたします。
D 委員	第 2 回の審議会をもう少し早く行ってほしい。
事務局	有識者の委員のスケジュールの都合の関係で、これ以上は早くできない状

	況です。申し訳ございません。本日の議事録を皆さまへ早めに送らせていただきますので、復習の意味も込めてご確認いただければと思います。
D 委員	改めて、現地確認をしてから審議をすべきかと思います。
C 委員	工事をする際、キャンプ場の坂道から上がって作業する予定ですか。
事業者	その辺は、おいらせ町地域整備課と協議をしている最中であります。
会長	他に本日発言してない方がいますか。
F 委員	木を切る際に作業しやすいような環境を整えていただければと思います。
G 委員	排水のところですが、田んぼのところとか溢れないように対策をとってほしい。
D 委員	第 2 回の審議会の前に、現地視察するのがよいと思います。
I 委員	防災・土木の点に関して、今回の説明だと分からない点が多々ある。その辺は、次回確認させていただきます。
会長	それでは、案件 4 号について了承します。以上で、本日の案件はすべて終了しました。皆さまのご協力ありがとうございました。次のその他に関しましては、事務局へ進行をお願いします。
事務局	次第第 5 号【その他】その他、意見・要望等はある場合は承ります。
事務局	無いようですが、日程調整などにつきましては改めて、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。あとは先ほど言った通り会議録についても速やかに作成をしまして、皆様へお届けしますので、発言内容をご確認いただきたいと思います。最後に町長より一言お願いいたします。
町長	2 時に始まった会議、約 2 時間半ということで河村会長を始め、皆さま、本当にありがとうございます。質疑の内容を聞いていますと、本当に真摯に向き合っていて、心から敬意を申し上げます。それから県の環境政策課の皆さま、最後まで本当にありがとうございます。事業者の方、委員ではないので、あまりお話できる立場ではないですが、先ほど D 委員も言った通り、なぜここにこういった開発をするとか、思いが伝わってこな

	い。県の条例の中でもこの地域はゾーニングして、原則ダメな場所になっています。それを曲げて 20 ヘクタールという、すごく大規模な開発を行います。おいらせ町の町内会 2 つ分のすごく大きな開発になります。果たしてこれがおいらせ町に何のメリットがあるのか、やはり引っかけります。県条例にもありますとおり、自然と地域と再生可能エネルギーの共生でありますので、確かに再エネの有用性は十分わかりますが、自然との共生ともしっかりと考えていかなければならないという案件だと思っております。図面と資料の説明をいただきましたが、全部状況説明だけでなぜこの場所なのかという思いが伝わりませんでした。今後、説明していただく機会があるとすれば、その辺をしっかりと説明していただいて、私を含め委員の皆さんがこういうことなのかと納得する説明をいただかないと進んでいけないと思っております。ここにいるメンバーもいい大人です。ここの判断というのは、数十年先のおいらせ町を左右するぐらいの大きなことだと思っておりますので、今いる大人がきちんと責任を持って、将来の子供達が大人になったときに、困らないような判断をしなければならない。それだけ重要なことですので、ぜひとも真摯にいろんな課題を整理して、最終的な結論を出したいと思っております。どうぞよろしくお願いします。あと、現地に行くのも必要だと思います。私も委員ではないので、本来ここにあまり入れないですが、とても重要な案件だと思いますので公務に支障のない限りできる限り参加し、町として間違った判断をしないように、責任ある判断ができるようにしたいと思っておりますので今後ともよろしくお願いします。本日はありがとうございました。
事務局	これで第 1 回おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー共生審議会を閉会します。終礼を行いますので、ご起立ください。ありがとうございました。